<下水道使用料とは>

みなさんの家庭または事業所などからの汚水は、下水道管を通って終末処理場に 集まり、そこできれいな水にして御調川に放流されます。これらの下水道施設を維持 管理するには、多額の経費が必要です。下水道使用料は、この維持管理費の一部を 負担していただくものです。

▶使用料の算定方法

尾道市御調町公共下水道の下水道使用料は下記の表で算定します。算定の際に 生じた1円未満の端数は切り捨てます。

汚水排除元の用途	区 分	単位当たり料金 (消費税込)
一般家庭	基本料金(1 世帯当たり月額)	2,750 円
	世帯員割(1 人当たり月額)	550 円
い事業所(一般住	基本料金(1 事業所当たり月額)	2,750 円
	換算人員割(換算人員 1 人当たり月額)	550 円
主に水を使用しない事業所(一般住宅と兼用されているもの)	一般家庭の部で算定した使用料金に、換算人員割により算出した金額を 加算する。	
	換算人員割(換算人員 1 人当たり月額)	550 円
振興区等集会所	対象振興区等の世帯数が 50 世帯未満の場合	1,100 円
	対象振興区等の世帯数が 50 世帯以上 100 世帯未満 の場合	1,375 円
	対象振興区等の世帯数が 100 世帯以上の場合	1,650 円
公衆トイレ(市が設置したもの及び公共的団体が設置したものに限る)	1施設当たり	1,100 円
上記以外(公共施 設を含む)	基本料金 排水量が 1 か月当たり 30 立方メートルまでの分	5,742円

*注	超過料金	
	排水量が 30 立方メートルを超える分 1 立方メートル当	191.4円
	たり	

備考

- (1) 一般家庭の世帯員割の計算に当たっては、対象世帯の世帯員が 6 人を超える場合には、当該世帯の世帯員は 6 人として計算します。
- (2) 換算人員とは、従業員数の2分の1をいいます。ただし、従業員数が1人の場合は1人とし、 従業員数が3人以上の場合は端数を切り捨てて計算します。
- (3) 一般家庭の1か月当たりの使用料金は、住民基本台帳の人数をもとに毎月計算します。

●下水道使用料早見表(一般家庭)

世帯員(人)	使用料金(消費税込)
1	3,300 円
2	3,850 円
3	4,400 円
4	4,950 円
5	5,500 円
6 人以上	6,050 円

▶納入方法

使用料の納入方法は、納付書により上下水道局指定金融機関等の窓口へ直接納めていただく方法と、口座振替により預金口座から自動的に引落とす方法があります。 振替依頼書は、上下水道局指定金融機関・上下水道局にありますので、記入して金融機関に提出してください。